

## 公益財団法人山口県スポーツ協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「協会」という。）の役員及び職員等の旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び職員が、協会の用務のため旅行するときは、次に定めるところにより旅費を支給する。

(1) 役員

一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号。以下「旅費条例」という。）の規定により、8級の職務にある者に支給される旅費相当額

（特に会長が指定する者にあつては、9級の職務にある者に支給される旅費相当額）

(2) 職員

旅費条例の規定により、当該職員の職務の級に対応する職務にある者に支給される旅費相当額

(役職員以外の者の旅費)

第3条 役職員以外の者が、協会の依頼により調査、研究その他協会の用務のため旅行した場合には、その者に旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、職員の例によるものとし、その適用する級は、会長が決定するものとする。

(条例の適用)

第4条 前2条に定めるもののほか、旅費の支給については、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。